



12教健第385号
平成13年1月11日

愛知県学校薬剤師会長 様

愛知県教育委員会教育長

飲料水、プール水等の水質検査法の改正について（依頼）

このたび、別添のとおり平成12年12月26日付け生衛発第1876号厚生省生活衛生局水道環境部長通知及び同日付け衛水第63号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知により、これまで水道水中の残留塩素の検査法として広く用いられていたオルトリジン法が、平成12年12月26日付けで削除されました。

学校等においても飲料水、プール水等の水質検査の一つとして 遊離残留塩素の検査が実施されており、学校保健法ではこの検査法は、上水試験方法（厚生省監修：社団法人日本水道協会）が指定されています。今回の改正通知は、水道法に関するものとなっていますが、上水試験方法も現在改訂作業中であり、オルトリジン法は削除される予定です。

今回の改正に伴う経過措置により、平成14年3月31日まではオルトリジン法も認められますが、現在、オルトリジン法で飲料水等の遊離残留塩素検査を行っている学校及び学校給食共同調理場においては、DPD法等に切り替えるよう本日付で県立学校及び教育事務所経由で各市町村教育委員会へ通知しました。

つきましては、貴会会員への周知並びに各学校への指導をお願いします。

担当 健康学習課 保健・安全グループ